

★ 募 集 要 領 ★

1 目的

この事業は、共同募金を財源として、地域住民の主体的な福祉活動への支援を行い地域福祉活動の活性化を図ることを目的とし、あわせて地域住民自らが率先して展開する活動に共同募金の財源を活用することで共同募金の使い道の透明化を図り、共同募金への理解を広めることを目的としています。

2 助成対象及び助成金額

対象：瑞穂区を拠点とし、区内の地域福祉を推進するNPO法人、ボランティアグループ
社会福祉関係団体および住民主体による地域のたすけあいなどの地域福祉活動。

金額

- (1) 区内において助けあい・支えあい活動の推進、展開が期待できる先駆的な事業※
1団体（1事業）につき100,000円を上限とします。
※先駆的な事業とは、瑞穂区民を対象にした独創性が認められる新しい手法の地域福祉活動事業をいう。
- (2) 団体の行っている通常の地域福祉活動事業（事業助成・備品助成）
1団体（1事業）につき30,000円を上限とします。

◎ただし、次の活動は助成対象とはなりません

- ★国または地方公共団体の補助制度が設けられている活動
- ★社会福祉協議会その他民間団体などの助成金を受けている、または受ける予定がある団体及び活動
- ★営利を目的とする活動
- ★その他、事業経費として不相当と認められるもの。（過度な飲食代、景品など）

4 助成の手続き

- (1) 助成を希望する団体は、「民間地域福祉活動助成申込書（第1号様式）」（別添）を関係書類（備品助成の場合は見積書も添付）とともに、瑞穂区社会福祉協議会（以下「本会」）窓口へ提出してください。
- (2) 申込書の提出後には、助成対象となる活動であるかどうかの事前審査を行います。
- (3) 申込書を正式に受理された団体は、5に定める日時に公開のプレゼンテーションに出席し、本会が設置する審査委員会の審査を受けます。



5 審査方法

審査会は、公開プレゼンテーション方式にて実施します。

- (1) 日時 平成27年6月24日（水） 午後1時30分から
- (2) 場所 瑞穂区在宅サービスセンター 1階研修室
- (3) 内容 申請団体は、1団体（1事業）につき5～10分程度のプレゼンテーションを行っていただきます。詳細については別途通知します。

6 提出期限

平成27年6月5日（金）必着

7 提出・問合せ先

社会福祉法人 名古屋市瑞穂区社会福祉協議会（担当：荒川・鈴木）
〒467-0016 名古屋市瑞穂区佐渡町3-18 瑞穂区在宅サービスセンター
TEL 841-4063 FAX 841-4080

